

- ・各社の提示する価格は同調の順位を決めるものなので、見積り価格は円単位まで記入する。
- ・最低提示価格を設計額で除した値を請負率とする。(小数点以下第3位止めで以下切り捨て)
- ・契約業者の決定は以下の例のとおり行う。

例1の場合 (最低価格提示業者が最低制限価格以上かつ予定価格以下で、同調業者がない場合)

○最低制限価格以上予定価格以下の入札者が4者いるとした場合に、最低価格で入札したA社の請負率に同調して契約するかをB社～D社の提示価格の低い順に意思を確認したが、同調業者がない場合はA社のみ1社とする。

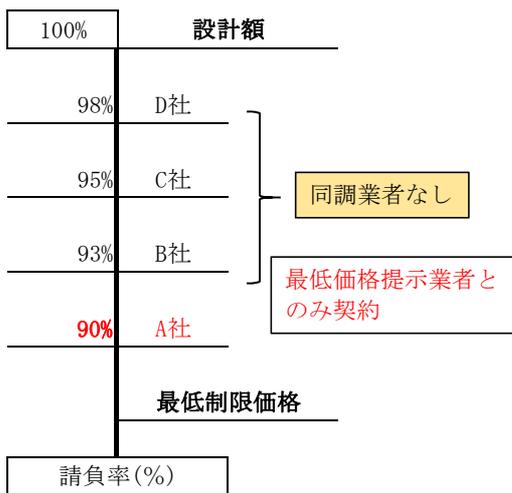
例2の場合 (最低価格提示業者が最低制限価格以上かつ予定価格以下で、同調業者がいる場合)

○最低制限価格以上予定価格以下の入札者が4者いるとした場合に、最低価格で入札したA社の請負率に同調して契約するかをB社～D社の提示価格の低い順に意思を確認しB社が同意した場合、A社およびB社の2者と契約する。

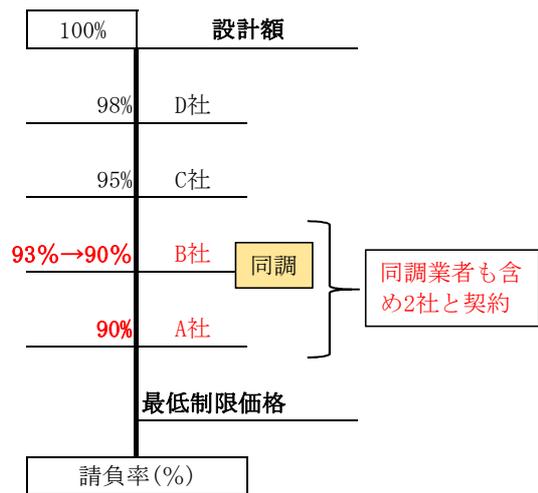
例3の場合 (予定数のうち、残る1社を決定する際に同額提示業者が複数ある場合)

○最低制限価格以上予定価格以下の入札者が4者いるとした場合に、最低価格で入札したA社の請負率に同調して契約するかをB社～D社の提示価格の低い順に意思を確認するが、入札が同額だったB社とC社どちらも同意した場合、くじにより決定する。

例1) 同調業者がない場合



例2) 同調業者がいる場合



例3) 残る1社を決定する際に、同額提示業者が複数ある場合

